

事務連絡
平成29年10月5日

各地方整備局等事業認定部局担当者
各都道府県事業認定部局担当者 殿

国土交通省総合政策局
総務課土地収用管理室

事業認定における残件の取扱いについて

近時、起業者による事業認定申請に当たって、土地収用法第20条第4号についてどのように判断すべきか疑義が生じたことを踏まえ、事業認定庁においては、下記の事項に留意されたい。

記

農地を事業の用に供するために取得しようとするとき、農地法第5条第2項第1号及び第2号に該当するため、同項ただし書きの規定により土地収用法第26条第1項の認定の告示がなければ農地法第5条第1項の許可がなされ得ない事業について審査を行う場合、事業認定の申請時点において起業者が起業地の全部を取得することはないため、起業地の所有権を起業者が取得することについての土地所有者等の合意があることのみをもって土地収用法第20条第4号の要件に該当しないと判断されないものであること。

以上